

対象品目：全品目

規範項目

15

作物残さ等の有機物のリサイクルの実施

規範の必要性や背景

* 農業の生産活動によって、農業用プラスチックや農業機械などの廃棄物ができるほか、わらや野菜くず等の作物残さ（未利用有機物）が発生します。これらは、有効利用しない場合は廃棄物となり、社会に対する環境負荷の一つとなります。

ほ場に残すと病害虫がまん延する恐れがある場合や、農作業の著しい妨げとなる場合などを除き、作物残さは土づくりか、耕畜連携による堆肥の原料、畜舎の敷料、家畜の飼料等の用途に仕向ける必要があります。

取組事項

○ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き、稲わらなどの作物残さをすき込み、土づくりに利用する。[規範項目10(26ページ)参照]

○作物残さを堆肥の原料や家畜の飼料・敷料として有効に活用する。

解説

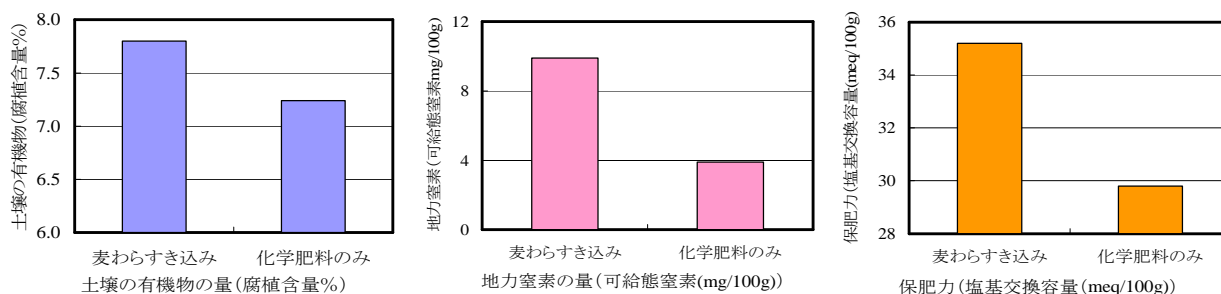
●作物残さ等の有機物のリサイクルの実施

稲わらや麦わら等の作物残さは有機質資源です。これらのほ場へのすき込みは、土壌の物理性、化学性等を良好にします(図1)[規範項目10(26ページ)参照]。有機質資材の土壌へのすき込みは、環境負荷軽減や循環型農業につながります。

稲わらや麦わらのすき込みは、すき込み後、速やかに分解させるために、収穫後できるだけ早く行いましょう。すき込みが遅くなると、稲わらの分解が十分に進まない場合があります。

●稲わらや麦わらの施用による土壌化学性への効果（茨城県農業研究所）

稲わらや麦わらのすき込みにより、土壌中の炭素や可給態窒素等の含有量が高まり、土づくりになります。



(図1) 麦わらすき込みによる土壌化学性への改善効果

●畜産への利用

稲わらは家畜の飼料への利用、もみ殻は畜舎の敷料や堆肥製造の副資材として利用できます。



(図2) 家畜の飼料利用のための収穫作業

◆参考情報

- ・バイオマスの活用の推進（農林水産省HP）
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/b_kihonho/index.html

◆関連法令等

- ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（農林水産省HP）
http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_kihan/
- ・エコ農業茨城推進方針（茨城県農林水産部産地振興課エコ農業推進室HP）
<http://www.pref.ibaraki.jp/nourin/econou/>
- ・エコ農業茨城環境規範